

## 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 政党の選挙区支部の寄附の禁止

一 次のいずれかに該当する政党その他の政治団体の支部で、選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、当該選挙区に係る公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が代表者であるもの（以下「政党の選挙区支部」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないものとする。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでないものとする。

(1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

(第百九十九条の六関係)

二 政党の選挙区支部が一に違反して寄附をしたときは、その政党の選挙区支部の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処するものとする。

(第百四十九条の六関係)

## 第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。  
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。